（別紙２）

需要家保護に関する事項

当社から卸供給を行っており、本供給条件の適用にあたり需要家保護要件を満たすべき小売電気事業者は以下（イ）から（ハ）までのとおり。

（イ）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う柔軟な対応を実施すべき小売電気事業者

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

※１行につき１事業者名を記載することとし、欄が不足する場合は適宜追加すること

（ロ）市場連動型メニューに対する柔軟な対応を実施すべき小売電気事業者

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

※１行につき１事業者名を記載することとし、欄が不足する場合は適宜追加　すること

（ハ）卸供給を行っている、契約者以外の小売電気事業者に対する柔軟な対応を実施するべき小売電気事業者（＝契約者）

|  |
| --- |
|  |

上記（イ）から（ハ）までの措置を実施していることが分かる契約者のホームページや料金明細等の写し等をあわせて添付の上、提出すること。